

## 令和5年度第4回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱

### （入札物件）

第1条 入札物件は、「入札物件一覧」（別紙1）、「物件調書」（別紙2）のとおりとする。

### （入札に参加する者に必要な資格）

第2条 入札に参加する者（以下「入札者」とする。）及び入札者と入札物件の共有を予定する者（以下「共有者」とする。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

落札後に要件を満たさないことが判明した場合、失格するものとする。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者

カ 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、及び大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者に該当する者でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。

(5) 大阪府財務部財産活用課が実施した前回の一般競争入札（府有地等売払）の落札者で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結しなかった者でないこと。

### （現場説明）

第3条 入札案内及び物件調書を補足するものとして、「入札物件一覧」（別紙1）記載の日時に物件所在地等において現場説明を行う。

2 入札者が現場説明に参加しなかった場合であっても、大阪府は、入札者が入札手続及び物件についてすべてを承知した上で入札したものとして取り扱う。

### （入札保証金の納付）

**第4条** 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の**100分の2以上**（円未満切上げ）に相当する金額を、大阪府所定の納付書によって大阪府指定金融機関の窓口で納めなければならない。なお、共有名義の場合は、入札者が入札者及び共有者を代表して納付するものとする。

2 納付書1通につき、1物件の入札保証金を納付するものとする。

3 入札保証金は、入札者（共有者は含まない。）の売買代金に充当することができる。

4 入札保証金には、利子を付さない。

（入札）

**第5条** 入札は郵送で行い、令和6年5月**20日**から同年5月**28日**までの間（以下「入札受付期間」という。）に入札関係書類が大阪府財務部財産活用課に到着するように簡易書留で送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札受付期間の最終日に限り、午前9時**30分**から午後4時までの間に大阪府財務部財産活用課に持参することをもって郵送に代えることができる。

3 第1項の入札関係書類とは、入札書（様式第1号）、入札保証金届出書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、入札保証金の納付書・領収証書（写し）及び入札書提出用封筒をいい、入札保証金の納付書・領収証書及び入札書提出用封筒は大阪府が配布したのものを使用しなければならない。

なお、郵送用封筒については大阪府が配布する封筒を使用するものとするが、他の封筒をもってこれに代えることができる。

4 入札書には、入札者及び共有者の住所（法人の場合は所在地。以下本条では同じ）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名。以下本条では同じ）、物件番号、物件の所在地及び金額を記入すること。

なお、金額はアラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を記入するものとする。

5 入札保証金届出書には、入札者及び共有者の住所、氏名、物件番号、入札保証金額を記入し、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

この場合において、入札保証金届出書の裏面には、前条第1項の入札保証金を金融機関に納付した時に受け取った納付書・領収証書（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しを貼付しなければならない。

また、入札保証金届出書には、入札保証金を還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名も併せて記載するものとするが、記載漏れ又は記載誤りがあっても第7条第8号の規定を適用しないものとする。

6 誓約書には、入札者及び共有者の住所、氏名及び生年月日（法人の場合は代表者の生年月日）を記入し、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

7 入札物件の所有を共有名義とする場合には、入札書、入札保証金届出書及び誓約書に当該物件の所有を予定する名義人全員について、必要事項を記載しなければならない。

この場合において、入札書、入札保証金届出書及び誓約書への記載に関する取扱いについては第4項、第5項及び前項の規定を準用する。

8 入札関係書類の提出は、物件ごとに入札書を大阪府が配布した入札書提出用封筒（表面に物件番号を記載すること。）に入れて封をし、その封筒と当該物件の入札保証金届出書及び誓約書を物件ごとに取りまとめて提出するものとする。

また、入札書提出用封筒に記載された物件番号と入札書に記載された物件番号が異なる場合、入札書に記載された番号の物件に対し入札を行ったものとみなす。

**（入札書の書換え禁止等）**

**第6条** 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

**（入札の無効事由）**

**第7条** 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 開札までに入札参加資格のないことが判明した者がした入札
- (2) 入札金額が最低売却価格に達しない入札
- (3) 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札者（共有者を含む。）が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- (6) 入札書の記載内容が識別し難い入札
- (7) 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- (8) 前各号に掲げる事由以外に本要綱に違反した入札。ただし、失格とするもの及び軽微なものを除く。

**（開札）**

**第8条** 開札は、令和6年5月30日午前10時30分から、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階会議室において、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定に基づき、当該事務に関係のない職員の立ち会いのもとに行う。

2 入札者の立ち会いは任意とする。

3 入札物件に対し入札を行った者以外の者は立ち会うことができない。

**（落札者の決定方法）**

**第9条** 落札者は、有効な入札を行った入札者のうち最高の価格をもって入札した者とする。

2 有効な入札を行った入札者のうち、最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。その際、入札者は、本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。

3 前項のくじ引きにおいて、入札者の代理人がくじを引くことができる。

この場合において入札者の代理人は、委任状（様式第4号）に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、代理人本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。

4 開札会場に入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札者若しくは代理人が前二項の確認を受けられなかった場合は、大阪府が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き落札

者を決定する。

#### (入札保証金の還付)

**第10条** 入札保証金は、落札者を除き、開札後、必要な事務処理期間を経て還付する。

2 還付は、入札保証金届出書において入札者があらかじめ指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより行う。

3 入札保証金納付後、入札書を提出するまでに入札を取りやめ保証金の還付を希望する者は、様式第2号及び様式第6号を大阪府に届け出なければならない。なお、この場合においても、開札後必要な事務処理期間を経て還付するものとする。

#### (入札保証金の帰属)

**第11条** 落札者（共有者を含む。以下同じとする。）が契約を締結しないとき又は落札者が第2条に基づき失格したときは、入札保証金は大阪府に帰属する。

#### (危険負担)

**第12条** 落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することはできない。

#### (共有名義で入札に参加した落札者からの申立書の提出)

**第13条** 共有名義で入札に参加した落札者は、速やかに次の事項に関する申立書を大阪府に提出しなければならない。

- (1) 落札した土地の所有権持分割合
- (2) 契約金額の負担区分
- (3) 登録免許税額の負担区分

#### (落札者の書類提出)

**第14条** 落札者が個人の場合は住民票等を、法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を、落札後大阪府の求めに応じ速やかに大阪府に提出しなければならない。

#### (大阪府警察本部長への個人情報の提供)

**第15条** 大阪府は、落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、並びに大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に該当する者でないことを確認するため、大阪府暴力団排除条例第24条第2項の規定により、落札者から提出のあった住民票等、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報大阪府警察本部長に提供する。

#### (売買契約の締結)

**第16条** 落札者は、令和6年6月14日から令和6年6月28日までの間に、大阪府財務部財産活用課において、府有財産売買契約書（様式第5号）により大阪府と落札した物件の売買契約を締結するものとする。

なお、売買契約締結までの事務手続きも落札者以外の者が行うことはできない。

2 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を納付しなければならない。

- 3 売買代金は落札額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。
- 4 入札保証金は売買代金に充当するものとする。ただし、落札者が入札保証金を売買代金に充当しない旨申し出た場合、落札者の入札保証金は、大阪府が売買代金の完納を確認した後、第10条の規定に基づき還付する。
- 5 落札者が第2条に基づき失格したときは契約を締結しない。
- 6 落札者が売買契約を締結しなかった場合（前項による場合を含む。）、その落札者は、大阪府財務部財産活用課が実施する次回の入札に参加することができない。

**（所有権の移転時期）**

**第17条** 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。

- 2 物件は、所有権の移転と同時に、現状有姿（あるがままのかたち）で、引き渡すものとする。

**（落札物件に係る権利義務の譲渡制限）**

**第18条** 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

**（公租公課等）**

**第19条** 落札した物件の所有権移転登記に要する登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とする。

**（留意事項）**

**第20条** 入札者は、本要綱の各条項（府有財産売買契約書、物件調書（別紙2）の各条項を含む。）及び入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

- 2 入札保証金の納付、落札した物件の売買において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。
- 3 入札者は、本要綱を遵守しなければならない。

**（開札結果の公表）**

**第21条** 開札結果については、その内容（物件所在地、数量、落札者の氏名・法人名、落札金額、入札者及び共有者の氏名・法人名、入札金額）を、大阪府ホームページで速やかに公表する。

**（その他）**

**第22条** この要綱によりがたい事項が生じた場合は、別途定めるものとする。

(別紙1)

# 入札物件一覧

(日時は令和6年)

物件番号	入札物件所在地 (住居表示)	地目・ 数量 (m <sup>2</sup> )	最低売却価格 (円)	以前の 利用形態	現場説明 日時
1	①堺市西区浜寺石津町東四丁375番74 ②堺市西区浜寺石津町東四丁375番126 ③堺市西区浜寺石津町東四丁375番75 ④堺市西区浜寺石津町東四丁375番76 ⑤堺市西区浜寺石津町東四丁375番111 ⑥堺市西区浜寺石津町東四丁375番115 ⑦堺市西区浜寺石津町東四丁375番77 (いずれも「堺市西区浜寺石津町東四丁 13番街区」)	宅地 225.99	10,870,000	石津川廃川敷	3月28日(木) 午後3時
2	枚方市樋之上町3232番5 (枚方市樋之上町2番街区)	宅地 96.58	8,010,000	一級河川澱川 廃川敷	3月26日(火) 午後3時

(別紙2)

## 物 件 調 書

- この物件調書は入札参加希望者が入札物件を確認する上での資料であるとともに、売買契約に係る条件も記載していますので、よくお読みください。
- 入札の前に必ず現地をご確認ください。
- 最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの直線距離を表示しています。
- 道路幅員は原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退については関係機関にご確認ください。
- 道路後退等で予め予測されるものについては、物件明細に表示しておりますが、これ以外についても土地利用形態等により必要となる場合があります。
- 土地利用に必要となる接道条件（幅員・連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。
- 特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」と表示しています。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律は「フロン回収・破壊法」と表示しています。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」と表示しています。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法は「PCB特別措置法」と表示しています。
- 一般社団法人日本消火器工業会が運用する廃消火器リサイクルシステムは「廃消火器リサイクルシステム」と表示しています。

※各入札物件の位置図に使用している地図は、(株)ゼンリンの使用承認を得ています。  
なお、現在の周辺の状況は上記の地図と異なっている場合があります。

物件番号		1						物件明細			
所在地 (住居表示)	①	堺市西区浜寺石津町東四丁375番74			②	堺市西区浜寺石津町東四丁375番126					
	③	堺市西区浜寺石津町東四丁375番75			④	堺市西区浜寺石津町東四丁375番76					
	⑤	堺市西区浜寺石津町東四丁375番111			⑥	堺市西区浜寺石津町東四丁375番115					
	⑦	堺市西区浜寺石津町東四丁375番77									
	(いずれも「堺市西区浜寺石津町東四丁13番街区」)										
交通機関	南海本線 石津川駅 南東約950m 阪堺電軌阪堺線 石津駅 南東約550m										
売却価格	10,870,000円										
面積	登記	①31.15㎡ ②19.54㎡ ③19.26㎡ ④19.25㎡ ⑤10.91㎡ ⑥65.86㎡ ⑦60.02㎡			合計	登記 225.99㎡		登記地目	宅地		
	実測	①31.15㎡ ②19.54㎡ ③19.26㎡ ④19.25㎡ ⑤10.91㎡ ⑥65.86㎡ ⑦60.02㎡				実測 225.99㎡					
接面道路の 状況	北側：里道・現況幅員約3.0m～3.2m・舗装有・高低差無										
法令等に基づく 制限	都市計画法	市街化区域									
		用途地域	準工業地域								
		地域地区	準防火地域								
	建ぺい率	60%			容積率	200%					
その他の 法令等	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）										
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有									
	負担の内容	東側 約40㎡									
供給処理施設の 状況	区分	配管等の状況			照会先及び電話番号						
	公営水道	北側、西側	有	堺市 上下水道局 サービス推進部 給排水設備課 072-250-4697							
	電気	北側	有	関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-3081							
	都市ガス	北側、西側	有	大阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター 06-6202-2141							
公共下水道	北側、西側	有	堺市 上下水道局 下水道管路部 下水道管理課 072-250-9116								
工作物	ネットフェンス										



【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 開発行為・建築行為等の際は、堺市と協議してください。  
(お問い合わせ先：堺市建築都市局開発調整部宅地安全課 電話 072-228-7483  
堺市建築都市局開発調整部建築安全課 電話 072-228-7936)
- 3 本地及びその周辺一体は、二級河川石津川の改修により埋立・廃川したものです。河川改修は昭和20年代に行われており、埋立工事の内容等詳細については不明です。
- 4 本地は、埋立後に一画地として存在していた府有地を、平成元年に売払いまたは賃貸のため分筆登記したものであり、本地と隣接地との境界協議書等はありません。境界協議等が必要な場合は、落札者において協議して下さい。
- 5 本地北側の里道は幅員が4m未満のため、建物建築等の際は道路後退が必要な場合がありますので、落札者において堺市と協議してください。また、本地東側・西側の私道及び西側・南側の下水道管理用地は、建築基準法上の道路ではありません。  
(お問い合わせ先：堺市建築都市局開発調整部宅地安全課 電話 072-228-7483)
- 6 本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「石津遺跡」に指定されており、土木工事等の際は、工事着手60日前までに同法に基づく届出が必要です。  
(お問い合わせ先：堺市文化観光局歴史遺産活用部文化財課 電話 072-228-7198)
- 7 本地は、令和元年10月8日に地下埋設物試掘調査及び文化財確認調査を行いました。この調査結果については大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 8 土地①～⑤は、平成30年12月まで共同住宅の敷地として利用されていました。この共同住宅の撤去工事に関する資料は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)  
なお、共同住宅敷地として利用されていた当時の下水マンホールが残置されています。この取扱いについては、落札者において供給処理施設の事業者と協議してください。
- 9 土地⑦には、令和4年9月まで住宅が建っていましたが当該建物は撤去されました。撤去工事の写真は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 10 東側隣接地375番80、375番146は、特記事項4の分筆によって生じた袋地であることから、(3)参考図の網掛け部分について、本地北側里道へ通じるための通行権が発生しています。現況通路として利用されており、落札者は本地取得後、引き続き本地内で現況と同程度の通路を確保してください。  
なお、土地⑦について、東側隣接地375番80、375番146の居住者が敷設したコンクリート敷設物が本地に越境しています。この取扱いについて、隣接地居住者は自己設置敷設物の本地越境を認めており、敷設物撤去の要請に速やかに応じることを確認しています。この「確認書」については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)  
また、土地⑥の南側に側溝の設置を確認していますが詳細は不明です。
- 11 土地⑥について、本地北側里道から南東側家屋への給水管が埋設されています。埋設時期は大阪府に

よる分筆以前であり、詳細は不明です。この取扱いについては、落札者において堺市と協議してください。

(お問い合わせ先：堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課 電話 072-250-4697)

12 土地⑥について、本地内に西日本電信電話(株)の電柱1本が設置されています。大阪府はこれに関し、西日本電信電話(株)に対し「土地賃貸借契約」を締結しています。これらの取扱いについては、落札者において西日本電信電話(株)と協議してください。

(お問い合わせ先：(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センター 第1ユニット第1グループ 電話 06-6105-3380)

13 土地⑥について、本地内南側に本地を横断するガス管が埋設されています。この取扱いについては、落札者において事業者と協議してください。

(お問い合わせ先：大阪ガスネットワーク(株)南部事業部 導管計画チーム 電話 072-238-2375)

14 土地⑦について、西側下水道管理用地に沿って設置されている側溝が、本地南側下水道管理用地内の集水桝につながっており、一部が本地に越境しています。同側溝は雨水排水機能を有しており、落札者において移設等の機能維持または敷地内での機能維持が必要です。この取扱いについては、落札者において堺市と協議してください。

(お問い合わせ先：堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課 電話 072-250-9116)

15 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。

16 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

(1) 位置図

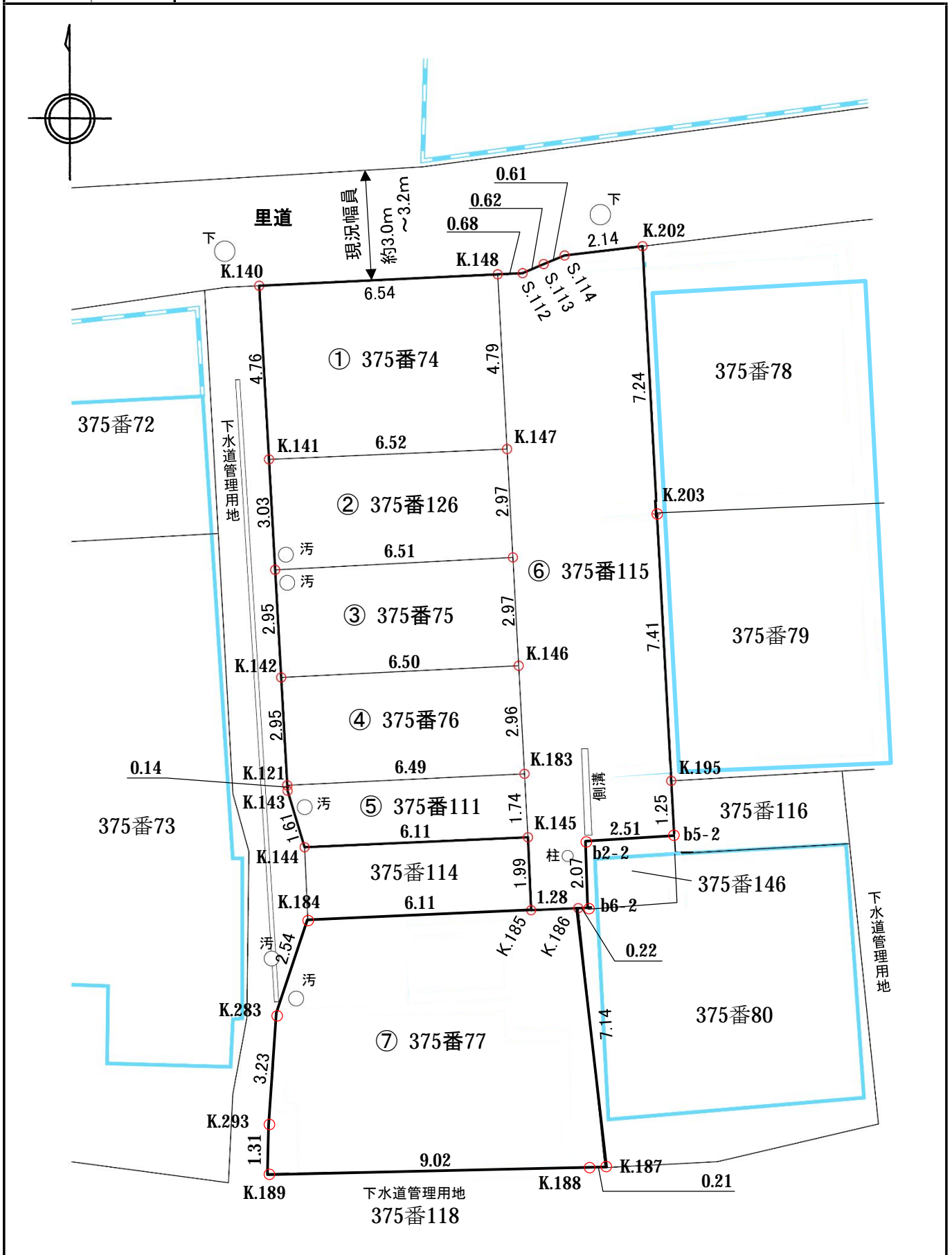
広域図



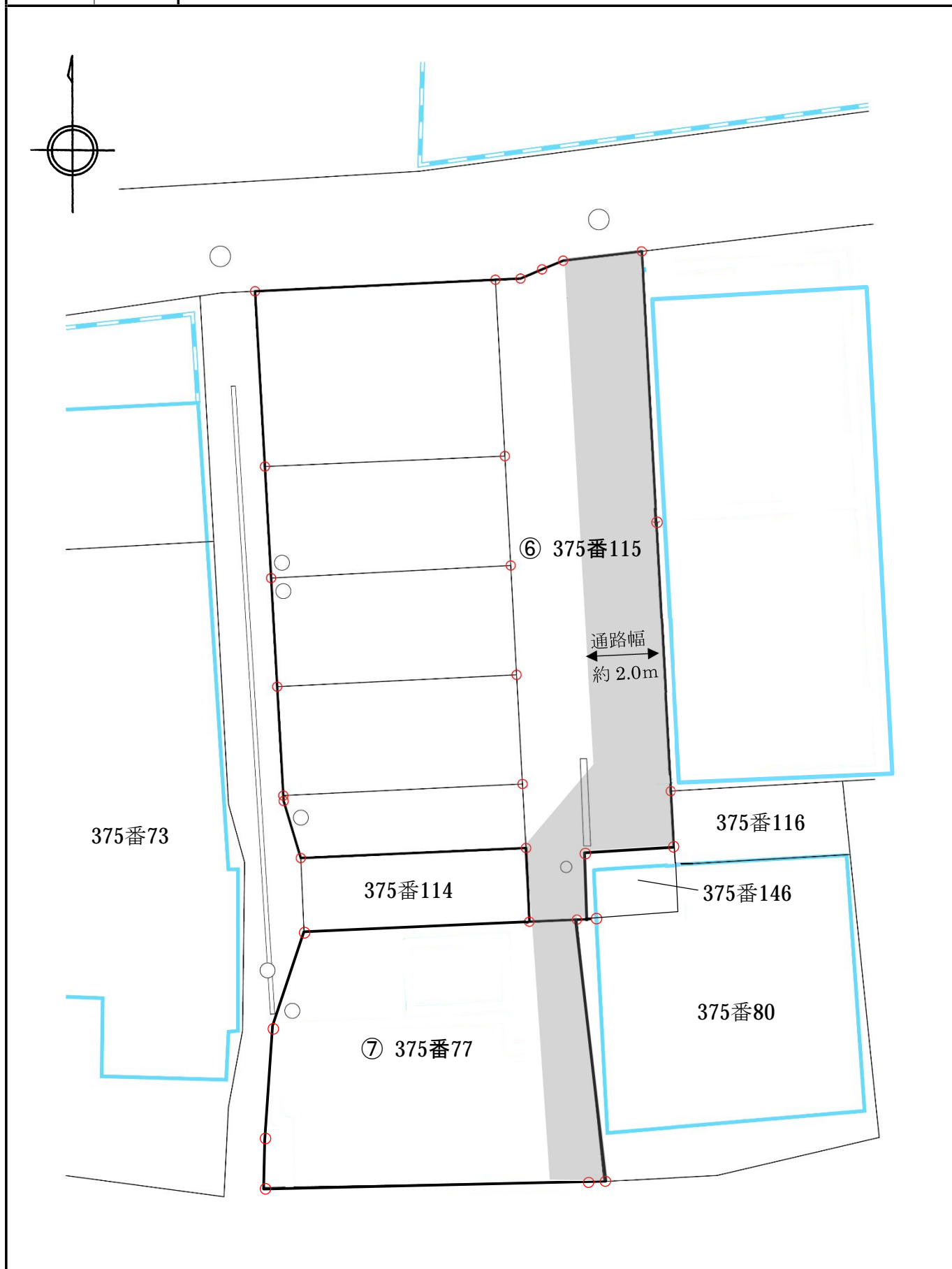
詳細図



(2) 平面図

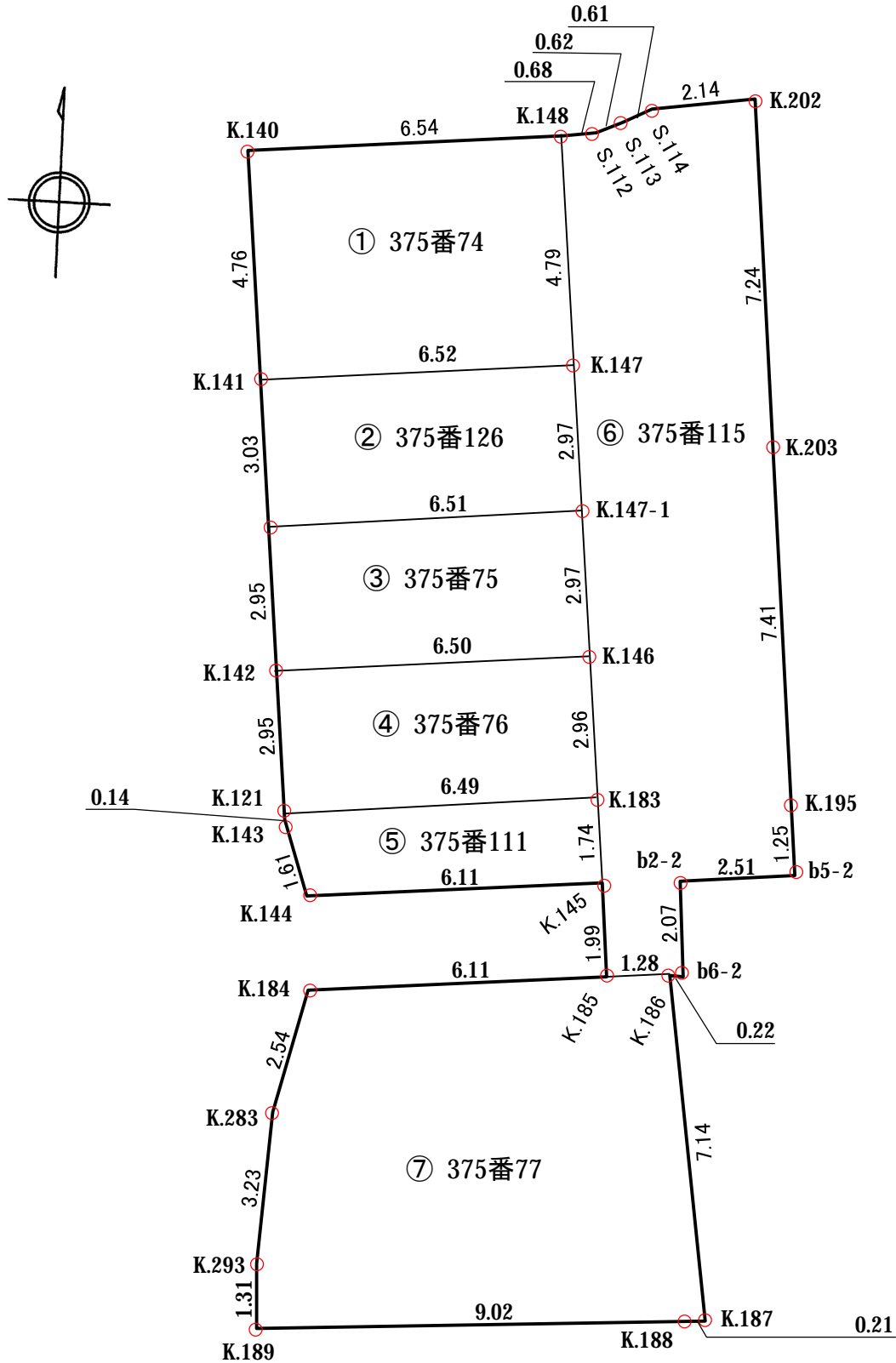


(3) 参 考 図



(4) 丈 量 図

※この頁の図面に記載の境界点番号及び辺長は、地積測量図から転記したものです。各筆の地積測量図は次頁以降をご覧ください。

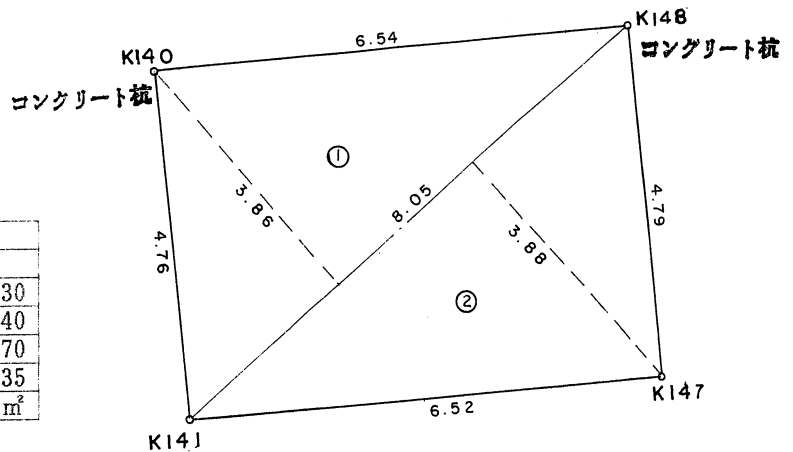


(4) 丈量図

① 375番74

三斜求積表

地番	375-		
符号	底辺	高さ	積
1	8.05	3.86	31.0730
2	8.05	3.88	31.2340
		合計	62.3070
		面積	31.1535
		地積	31.15m <sup>2</sup>

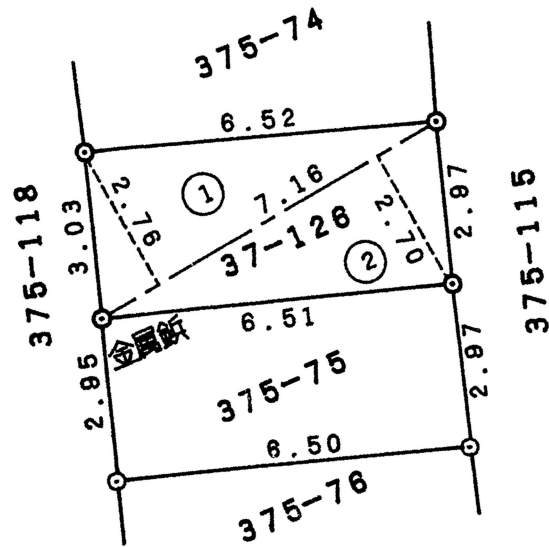


② 375番126 (375番75から分筆)

地番 37-126

符号	底辺	高さ	倍面積
1	7.16	2.76	19.7616
2	7.16	2.70	19.3320
計			39.0936
1/2			19.54680
地積			19.54 m <sup>2</sup>

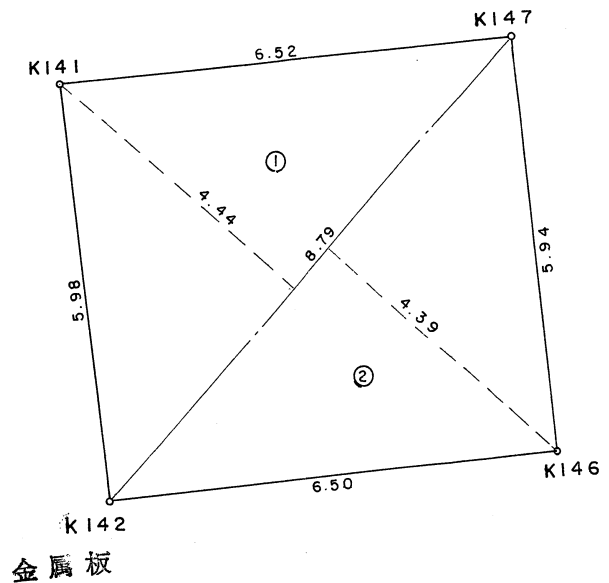
分割前面積	38.80785
37-126	19.54680
375-75	19.26105
地積	19.26 m <sup>2</sup>



③ 375番75 (分筆前)

三斜求積表

地番	375-		
符号	底辺	高さ	積
1	8.79	4.44	39.0276
2	8.79	4.39	38.5881
		合計	77.6157
		面積	38.80785
		地積	38.80m <sup>2</sup>

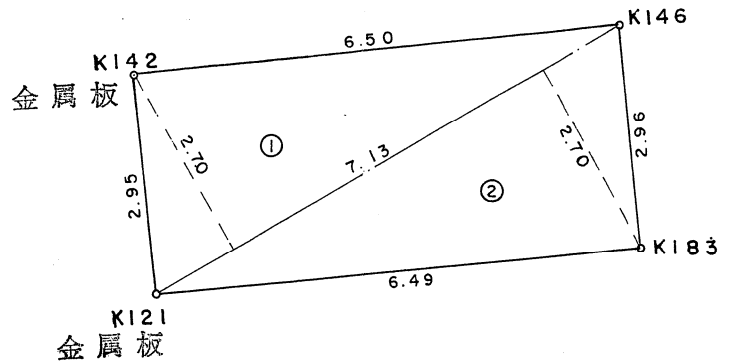


(4) 丈量図

④ 375番76

三斜求積表

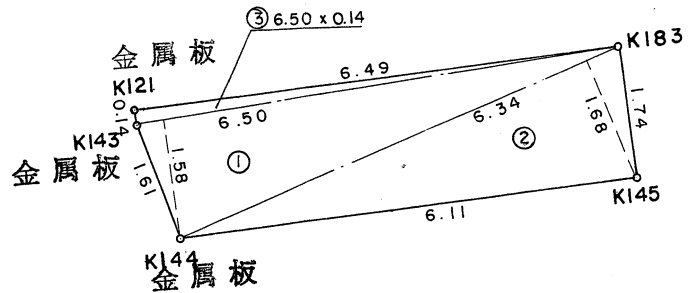
地番	375-		
符号	底辺	高さ	積
1	7.13	2.70	19.2510
2	7.13	2.70	19.2510
		合計	38.5020
		面積	19.2510
		地積	19.25m <sup>2</sup>



⑤ 375番111

三斜求積表

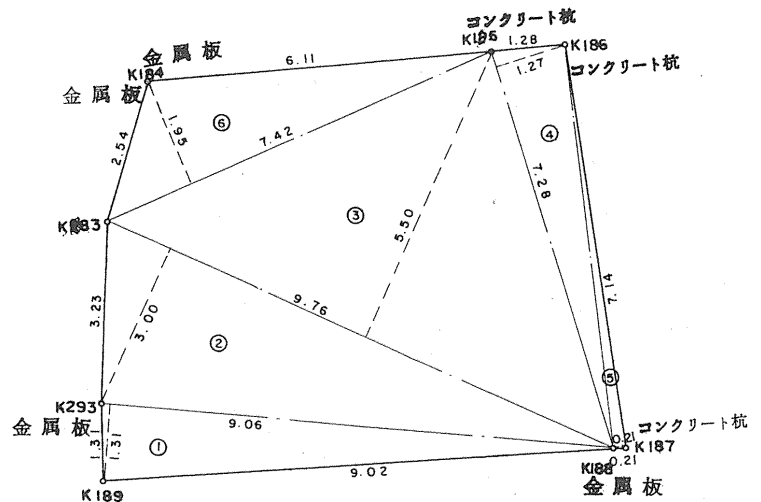
地番	375-		
符号	底辺	高さ	積
1	6.50	1.58	10.2700
2	6.34	1.68	10.6512
3	6.50	0.14	0.9100
		合計	21.8312
		面積	10.9156
		地積	10.91m <sup>2</sup>



⑥ 375番77

三斜求積表

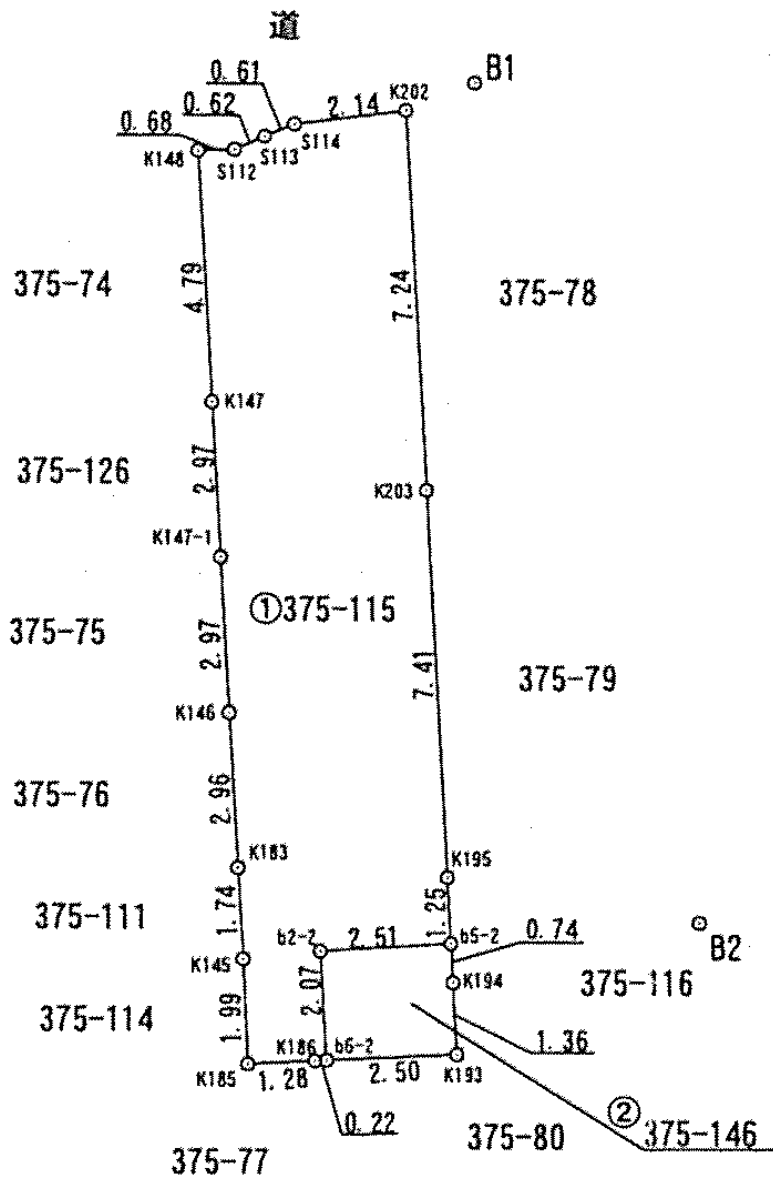
地番	375		
符号	底辺	高さ	積
1	9.06	1.31	11.8686
2	9.76	3.00	29.2800
3	9.76	5.50	53.6800
4	7.28	1.27	9.2456
5	7.14	0.21	1.4994
6	7.42	1.95	14.4690
		合計	120.0426
		面積	60.0213
		地積	60.02m <sup>2</sup>





(4) 丈量图

⑦ 375番115



求積表

地番	標識	① 375-115			
NO		Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
K148	金属標	-160349.152	-49535.609	0.425	-68148.389600
S112	金属標	-160349.120	-49534.927	1.260	-202039.891200
S113	金属標	-160348.871	-49534.349	1.149	-184240.852779
S114	金属標	-160348.635	-49533.778	2.704	-433582.709040
K202	金属標	-160348.382	-49531.645	2.521	-404238.271022
K203	金属標	-160355.621	-49531.257	0.785	-125879.162485
K195	金属標	-160363.024	-49530.860	0.464	-74408.443136
b5-2	金属標	-160364.280	-49530.793	-2.440	391288.843200
b2-2	金属標	-160364.423	-49533.300	-2.390	383270.970970
b6-2	金属標	-160366.499	-49533.183	-0.105	16838.482395
K186	金属標	-160366.509	-49533.405	-1.510	242153.428590
K185	金属標	-160366.566	-49534.693	-1.376	220664.394816
K145	金属標	-160364.569	-49534.781	-0.182	29186.351558
K183	金属標	-160362.831	-49534.875	-0.253	40571.796243
K146	金属標	-160359.871	-49535.034	-0.318	50994.438978
K147-1	金属標	-160356.904	-49535.193	-0.318	50993.495472
K147	金属標	-160353.937	-49535.352	-0.416	66707.237792
合計					131.720752
合計面積					65.8603760
地積					65.86 m <sup>2</sup>

物件番号		2				物 件 明 細			
所在地 (住居表示)		枚方市樋之上町3232番5 (枚方市樋之上町2番街区)							
交通機関		京阪本線 牧野駅 北東約1.2km							
最低売却価格		8,010,000円							
面 積		登記：96.58㎡ 実測：96.58㎡		登記地目		宅地			
接面道路の 状 況		西側：市道・幅員約5.3m・舗装有・高低差無・歩道無							
法令等 に基づく 制限	都市計画法	市街化区域							
		用途地域	第一種住居地域・第二種住居地域						
		地域地区	準防火地域						
		建ぺい率	60%		容積率	200%			
	その他の 法令等	日影規制（4m／5－3時間）							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無						
		負担の内容	—						
供給 処理 施設 の 状況	区 分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
	公 営 水 道	前面	有	枚方市 上下水道局 お客様センター 072-848-5518					
	電 気	前面	有	関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-3081					
	都 市 ガ ス	前面	有	大阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター 06-6202-2141					
	公共下水道	前面	有	枚方市 上下水道局 下水道管理課 072-848-5565					
工 作 物		無							

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。※1
- 2 本地は、一級河川澱川(淀川)の堤防敷であったものを昭和3年に埋立・廃川したのですが、その工事内容については不明です。その後、本地は令和3年まで住居敷地として利用されていました。
- 3 開発行為及び建築行為等の際は、枚方市の各担当窓口と協議してください。
- 4 本地は不動産登記法第14条第1項で規定された地図が法務局に備え付けられた区域内のため、境界確定協議書の引渡しは行いません。
- 5 本地の用途地域は本地西側府道京都守口線より25mの範囲は第二種住居地域にあり、その余は第一種住居地域にあります。
- 6 本地は東向き傾斜地で、接面道路より最大で約1.8mの高低差があります。
- 7 地下埋設物試掘調査を実施した際、過去の堤防で使用されたとみられる木杭と木矢板を発見し、撤去しようとしたところ地下水の涌出が見られたため、存置したまま埋め戻しております。なお、構造物の設置経過等は不明です。試掘調査の内容については大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 8 本地の南側は側溝の中心に境界がありますので、側溝及びそれに付随するコンクリート構造物の取扱いは、隣接者と協議してください。
- 9 本地東側に枚方市楠葉財産区及び枚方市所有の土地があります。この取扱いについては、枚方市総務部総務管理室財産管理課までお問い合わせください。  
(お問い合わせ先：枚方市総務部総務管理室財産管理課 電話 072-841-1347 (直通))
- 10 供給処理施設(公営水道・電気・都市ガス・公共下水道)については、各事業者にお問い合わせください。
- 11 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他の契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

※1 ネットフェンスについては、売買契約締結後に大阪府において撤去予定です。

# (1) 位置図

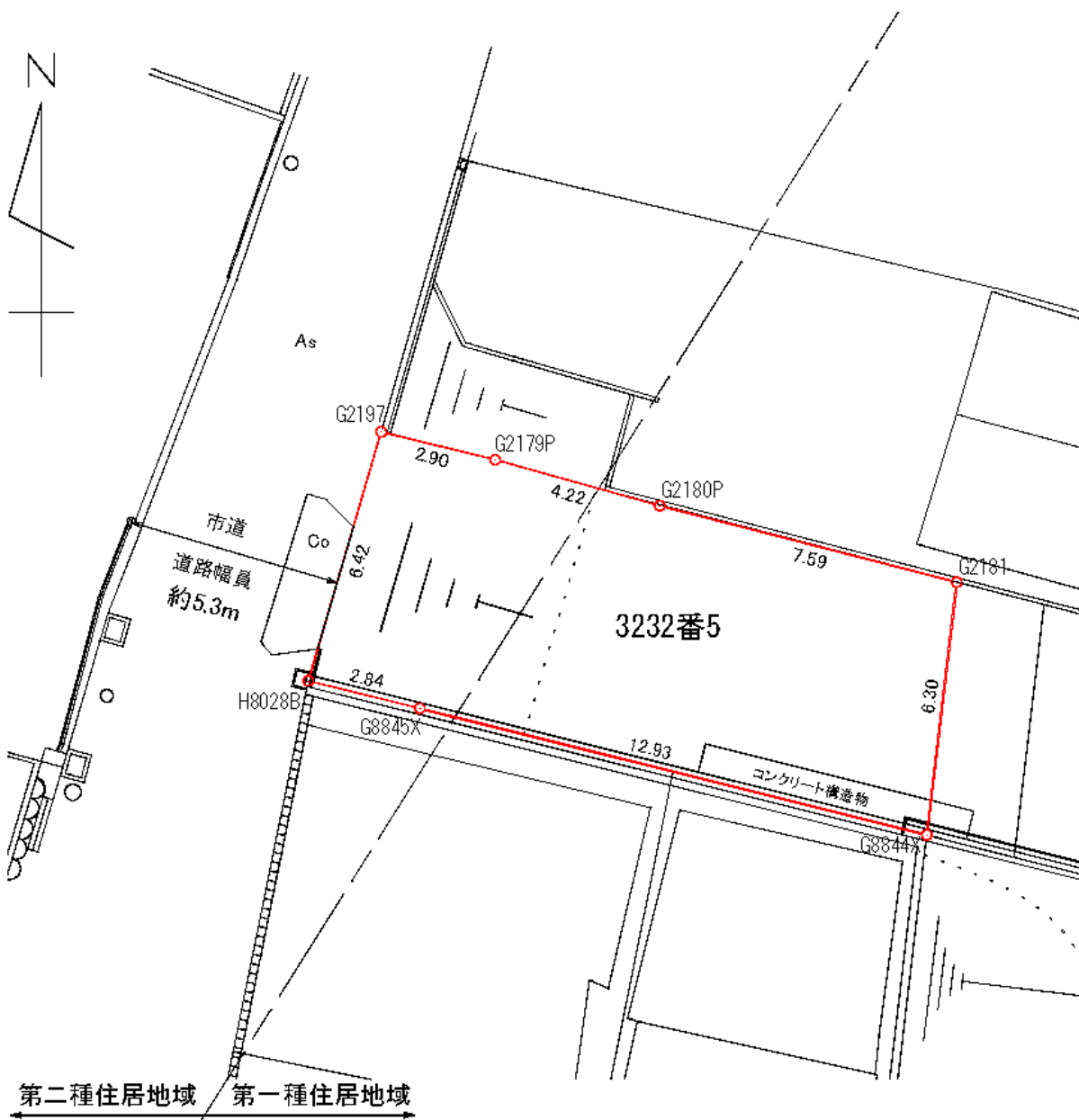
## 広域図



## 詳細図

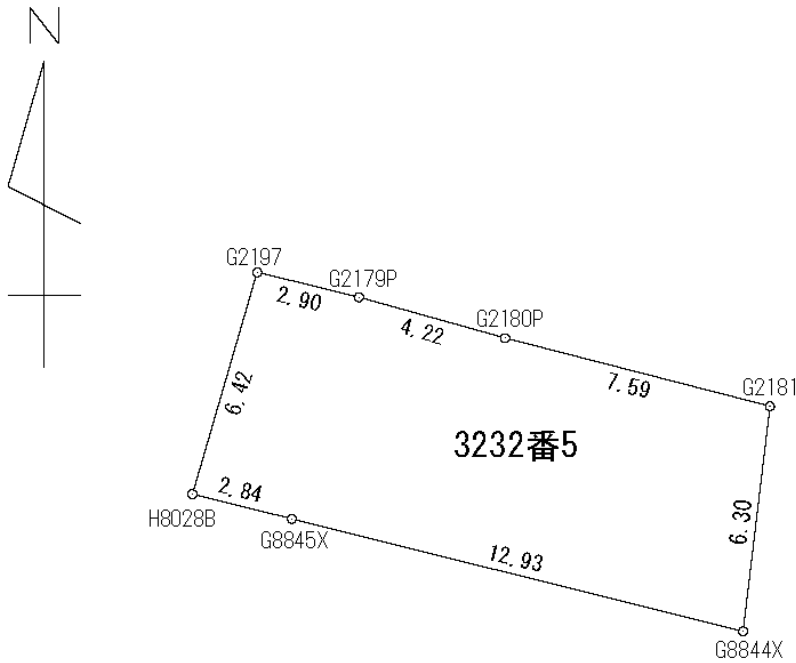


(2) 平面図



用途地域境界線はあくまで参考です。

(3) 丈量図



求積表

地番	3232番5			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> · (Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
G2197	-127221.363	-30136.917	4.630	-589034.910690
G2179P	-127222.056	-30134.092	6.891	-876687.187896
G2180P	-127223.192	-30130.026	11.421	-1453016.075832
G2181	-127225.086	-30122.671	6.612	-841212.268632
G8844X	-127231.348	-30123.414	-13.288	1690650.152224
G8845X	-127228.213	-30135.959	-15.308	1947609.484604
H8028B	-127227.530	-30138.722	-0.958	121883.973740
		合計		193.167518
		合計面積		96.5837590
		地積		96.58 m <sup>2</sup>

## 納付書・領収証書

区 分	3	6	年 度	4	5	納付書番号	45 ..... 53						
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	納入者区分	納入者の登録番号					
(款)	9	10	(項)	11	12	54	55	63					
(目)	13	14	(節)	15	16	納 入 者 〒 住 所 〒 氏 名							
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 31円												
う ち 証券金額	73					84	細 節	64	65	統 計 区 分	66	67	
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地 等売却）第 号物件の入札保証金として 上記の金額を納付します。  <p style="text-align: right;">年 月 日</p>													
取 扱 課 (所)							所 属 コード						
財務部 財産活用課							38	1	1	4	9	0	42

上記の金額を  
領収しました。

# 大 阪 府

## 領収控（金融機関保存用）

区 分	3	6	年 度	4	5	納付書番号	45 ..... 53						
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	納入者区分	納入者の登録番号					
(款)	9	10	(項)	11	12	54	55	63					
(目)	13	14	(節)	15	16	納 入 者 〒 住 所 〒 氏 名							
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 31円												
う ち 証券金額	73					84	細 節	64	65	統 計 区 分	66	67	
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地 等売却）第 号物件の入札保証金として 上記の金額を納付します。  <p style="text-align: right;">年 月 日</p>													
取 扱 課 (所)							所 属 コード						
財務部 財産活用課							38	1	1	4	9	0	42

上記の金額を  
領収しました。

# 大 阪 府

### 領収控（大阪府送付用）

区 分	3 6	年 度	4 5
受 入	6 4	歳入歳出外現金	7 5 7 8
(款)	9 10	(項)	11 12
(目)	13 14	(節)	15 16
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 31 円		
う ち 証券金額	73		84
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地 等売払）第 号物件の入札保証金として			
年 月 日			
取 扱 課（所）	所属コード		
財務部 財産活用課	38 1 1 4 9 0 42		

大 阪 府

納付書番号	45											53	
納入者区分	納入者の登録番号												
54	55												63
納入者 〒 住 所 氏 名													
細 節	64	65	統計区分	66	67								

上記の金額を 領収しました。



## 入札書提出用封筒（横9cm×縦22.5cm）

入札書提出用 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;"> <b>入札書在中</b> </div> 大阪府財務部財産活用課	
物件番号	号
<p style="text-align: center;"><b>&lt;注 意&gt;</b></p> 1. この封筒には入札書のみを入れて、必ず封をすること 2. 入札書以外の添付書類は、この封筒と共に外封筒に入れて同封すること 3. 一物件につき、本封筒1枚を用いること 4. 一度開封した封筒は使用できないので、新たな封筒に入れ直すこと	

## 郵送用茶封筒（横11.9cm×縦23.5cm）

5 5 9 8 5 5 5	
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">                     簡易書留                 </div>	大阪府財務部財産活用課 財産処理グループ 行 入札関係書類在中

郵送する前に、もう一度提出書類をチェックして下さい。							
チェック欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="padding: 5px;">                     提出書類                      入札書                      （封筒に入れて封をしてください）                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">                     入札保証金届出書                      （裏面に、納付書・領収書のコピーを貼付して下さい）                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">                     誓約書                      （入札者及び共有者のフリガナ、生年月日必須）                 </td> </tr> </table>		提出書類 入札書 （封筒に入れて封をしてください）		入札保証金届出書 （裏面に、納付書・領収書のコピーを貼付して下さい）		誓約書 （入札者及び共有者のフリガナ、生年月日必須）
	提出書類 入札書 （封筒に入れて封をしてください）						
	入札保証金届出書 （裏面に、納付書・領収書のコピーを貼付して下さい）						
	誓約書 （入札者及び共有者のフリガナ、生年月日必須）						
住所	(〒 - )						
氏名 (法人名)							

# 入札書

大阪府知事様

## 入札者

住所  
(所在地)

氏名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕

## 共有者

住所  
(所在地)

氏名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕

## 共有者

住所  
(所在地)

氏名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

一般競争入札（府有地等売却）実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

## 注意

- 1 黒又は青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

(様式第2号)

## 入札保証金届出書

令和 年 月 日

大阪府知事 へ

### 入札者

〒  
住 所  
(所在地)

フリガナ  
氏 名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕  
電 話

### 共有者

〒  
住 所  
(所在地)

フリガナ  
氏 名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕  
電 話

### 共有者

〒  
住 所  
(所在地)

フリガナ  
氏 名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕  
電 話

下記の金額を一般競争入札（府有地等売払）の入札保証金として納付しました。

物件 番号		入札保証金	¥
----------	--	-------	---

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

## 誓 約 書

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

私は、大阪府が実施する令和5年度第4回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報をおお阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

令和 年 月 日

大阪府知事 様

### 入札者

住 所  
(所在地)

フリガナ

氏 名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕

生年月日

### 共有者

住 所  
(所在地)

フリガナ

氏 名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕

生年月日

### 共有者

住 所  
(所在地)

フリガナ

氏 名  
〔法人名〕  
〔代表者名〕

生年月日

(様式第4号)

# 委 任 状

私は、大阪府が実施する令和5年度第4回一般競争入札（府有地等売払）の開札において下記のとおり代理人に権限を委任します。

## 記

### 1 委任する権限

第\_\_号物件の一般競争入札開札において、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじを引く権限

### 2 代理人

住 所

氏 名

令和 年 月 日

委 任 者 (入 札 者)

住 所

氏 名

印

(印鑑登録印)

**(注) 委任者の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内のもの）を添付してください。  
代理人は本人を確認できる書類を持参してください。**

(様式第5号) 土地 [建物無し]

## 府有財産売買契約書 (案)

売払人大阪府 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。) は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び閲覧に供した資料に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(危険の移転及び契約不適合責任等)

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法 (平成12年法律第61号) 第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
  - (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
  - (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円
- 2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第14条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、

乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

#### (使用料相当額損害金)

第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

#### (損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

#### (返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第11条に定める違約金
- (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第15条に定める使用料相当額
- (5) 第16条に定める損害賠償金

#### (費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

#### (法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

#### (裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。



(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府  
代表者

乙 (住所)  
(氏名)

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	面 積 (m <sup>2</sup> )	
			公 簿 面 積	実 測 面 積
計				

令和 年 月 日

## 入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
〔 法人名 〕  
〔 代表者名 〕

私は、大阪府が行う令和5年度第4回一般競争入札（府有地等売払）物件番号\_\_に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願いいたします。

以上